

令和 8 年 8 月 31日

苫小牧市長

金澤 俊 殿

令和 8 年度要望書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。一方で、低価格での発注も見受けられ、そのことは建築士事務所の労働環境の悪化をもたらし、ひいては建築物の品質の悪化を招くことが懸念されます。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、次のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

会 長 上 野 浩 也

一般社団法人 北海道建築士事務所協会

会 長 松 田 眞 人

1. 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について

建築物の設計・工事監理業務及び耐震診断・耐震改修に係る業務の発注に際して、以下を強く要望いたします。

- 1) 建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第8号及び告示第670号）に準拠していただくこと
- 2) 「官庁施設の設計業務等積算基準・要領・運用」にならい、業務委託内容を明確化したうえで働き方改革に対応した発注をしていただくこと
- 3) 標準外業務は適正な経費の積み上げをしていただくこと。また、契約後に発生した追加業務等、条件変更に伴う変更契約を徹底していただくこと
- 4) 「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、新単価に適用いただくこと及びその特例措置に準じ新単価への変更協議に応じていただくこと

2. 入札に偏らない評価方式の採用について

建築物の設計者及び工事監理者選定に際しては、以下を要望いたします。

- 1) 公共工物品確法等の趣旨に則り、建築物の規模等に応じ、技術的能力や提案内容などを参考に実力のある若手を含む優秀な新規参入者促進のため応募要件を緩和したうえで、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式、総合評価落札方式などを原則としていただくこと
その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力抑えるよう入札方式に偏らない選定をしていただくこと

3. ダンピング対策の推進について

建築物の設計者及び工事監理者選定に際して、やむを得ず価格競争による入札方式とする場合は、ダンピング対策として以下を要望いたします。

- 1) 公共工物品確法第7条第1項第5号の規定を踏まえ、適正な価格による「最低制限価格」制度の導入を行うこと
- 2) 「低入札価格調査制度」の調査対象となる契約は、極めて低い入札率であり、原則失格とすること
調査する場合、最低賃金の支払い、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底し、実施後の点検を大幅に強化すること。低入札価格調査制度の設定基準について、法令を遵守できる適正な率を作成し徹底すること

4. 建築士事務所賠償責任保険への加入について

建築物の設計者及び工事監理者選定に際して、消費者保護の観点からも、以下を要望いたします。

- 1) 建築士法第24条の9に努力義務として定められている賠償責任保険に加入している建築士事務所を優先して選定いただくこと

5. 建築CPD情報提供制度の実績活用について

建築物の設計者及び工事監理者選定に際して、品質確保の観点から、以下を要望いたします。

- 1) プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、「建築CPD情報提供制度」（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）の実績を活用していただくこと

6. 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた

耐震化助成制度の創設・拡充について

地震等における被害を最小限に抑え、住民の生命と財産を保護するために、以下を要望いたします。

- 1) 旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進に加え、2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅*の耐震化促進のため、助成制度を創設・拡充していただくこと

※昭和56（1981）年6月1日以降 平成12（2000）年5月31日以前の19年間に建築確認を得た木造住宅